

## 11.介護職員等によるたんの吸引等の実施について

---

# 介護職員等によるたんの吸引等の実施について

## 介護職員等によるたんの吸引等の実施における留意点！！

- 「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた者が、たんの吸引等を行うことができます。
- 実施できる医療的ケアは、認定証に記載がある行為のみです。
- 認定特定行為業務従事者を従事させ、たんの吸引等を行う場合は、**事業者の登録**が必要となります。

### 1 趣旨

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正により、一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で喀痰吸引又は経管栄養の医療的ケアを実施できるようになりました。

### 2 喀痰吸引等が実施できる介護職員等の範囲

- (1) 介護福祉士  
平成28年度以降介護福祉士登録証に喀痰吸引等の行為が記載された者
- (2) 認定特定行為業務従事者  
喀痰吸引等研修等を修了し、認定証の交付を受けた者

### 3 実施可能な特定行為（喀痰吸引又は経管栄養）の種別

認定特定行為業務従事者認定証に記載された医療的ケアを、医師の指示のもと実施することが可能です。

研修種別	対象者	喀痰吸引						経管栄養	
		口腔内	口腔内 (呼吸器)	鼻腔内	鼻腔内 (呼吸器)	気管カニューレ内部	気管カニューレ内部 (呼吸器)	胃ろう又は腸ろう	経鼻経管
第一号	不特定	○		○		○		○	○
第一号※1 (呼吸器)		○	△	○	△	○	△	○	○
第二号		△		△		△		△	△
第二号※1 (呼吸器)		△	△	△	△	△	△	△	△
第三号※2		特定	△	△	△	△	△	△	△

○：実施可能な特定行為  
△：研修を修了したもののみ実施できる特定行為

※1 人工呼吸器装着者への医療的ケアは通常の研修に加え、別途演習及び実地研修を修了した者が実施可能

※2 特定の者に対し必要な特定行為のみ実施可能

# 介護職員等によるたんの吸引等の実施について

## 4 喀痰吸引等研修

### (1) 研修内容

不特定多数の者	第一号研修	<p style="text-align: center;">基本研修</p> <p>講義(50H) + 各行為のシミュレーター演習</p>	+	<p style="text-align: center;">実地研修</p> <p>喀痰吸引(口腔、鼻腔、気管カニューレ) 経管栄養(胃又は腸ろう)、経鼻経管</p>
	第二号研修	<p style="text-align: center;">基本研修</p> <p>講義(50H) + 各行為のシミュレーター演習</p>	+	<p style="text-align: center;">実地研修</p> <p>特定行為をいずれか1つ もしくは複数選択</p>
特定の者	第三号研修	<p style="text-align: center;">基本研修</p> <p>講義及び演習(9H)</p>	+	<p style="text-align: center;">実地研修</p> <p>(特定の者に対する必要な 行為のみ)</p>

# 介護職員等によるたんの吸引等の実施について

## 4 喀痰吸引等研修

(2) 第一号研修、第二号研修（不特定多数の者対象） ※令和6年6月1日時点

研修機関名	設置者	定員（年）	受講料※
飯田短期大学（飯田市）（H25.4.1登録）	学校法人高松学園	60人	基本研修 20千円 実地研修 1号5千円 2号5千円
学校法人松本学園松本短期大学（松本市）（H25.4.1登録）	学校法人松本学園	95人	基本研修 80千円 実地研修 1号7～12千円 2号7～12千円
公益財団法人介護労働安定センター長野支部（長野市）（H25.4.1登録）	公益財団法人介護労働安定センター	75人	基本研修 10.3千円 実地研修 1号5千円 2号5千円
敬老園本部（上田市）（H25.5.1登録）	社会福祉法人敬老園	15人	基本研修 80千円 実地研修 1号50千円 2号30千円
佐久大学（佐久市）（H25.6.1登録）	学校法人佐久大学	40人	基本研修 82千円 実地研修 1号50千円 2号30千円
平成会研修センター（塩尻市）（H25.8.1登録）	社会福祉法人平成会	60人	基本研修 75千円 実地研修 1号40.5千円 2号7.5～33千円
松塩筑木曽老人福祉施設組合（塩尻市）（H25.9.1登録）	松塩筑木曽老人福祉施設組合	20人	基本研修 26千円 実地研修 1号50千円 2号10～40千円
朝日ながの病院研修センター（長野市）（H26.8.1登録）	社会福祉法人ハインスライフ	100人	基本研修 85千円 実地研修 1号75千円 2号15～60千円
L M C ビジネススクール（伊那市）（H28.7.1登録）	(株)ライフマスターコーポレーション	36人	基本研修 85.4千円 実地研修 2号5千円
総合福祉施設須坂やすらぎの園（須坂市）（R1.8.1登録）	社会福祉法人睦会	募集なし	
C L U アカデミー 辰野教室（辰野町）（R4.4.20登録）	合同会社CLUアカデミー	24人	基本研修 79千円 実地研修 1号39千円 2号7千円～
新生病院（小布施町）（R4.8.4 登録）	特定医療法人 新生病院	15人	基本研修 75千円 実地研修2号10～40千円
合計	12件	558人	

## 4 喀痰吸引等研修

(3) 第三号研修（特定の者対象）

◎令和6年6月1日現在の登録研修機関数

障害者支援施設等 17か所

受講対象者は、障害者（児）のサービス事業所施設等に就業している介護職員等やALS等の難病のある特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者です。（事業として複数の利用者に複数の介護職員がケアを行うことが想定される高齢者の介護施設や居住系サービス等は対象外となります。）

(4) キャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金〈所管：長野労働局地方訓練受講支援室〉

正規労働者・非正規雇用の労働者に対し、職業訓練（Off-JT）を行った場合に、訓練に要した経費及び賃金を助成するものです。

喀痰吸引等研修（50時間）の場合 ※括弧内は、大企業の場合の助成額		
研修経費の助成	正規労働者	研修経費の1/2（1/3）
	非正規労働者	10万円（7万円）
賃金助成	正規労働者	800円（400円）/時間
	非正規労働者	800円（500円）/時間

## 5 指導看護師等の養成

喀痰吸引研修の講師を養成します。第一号研修、第二号研修の指導者の他、第三号研修の指導者養成も兼ねて実施しています。

○ 開催日程

第一回 令和6年8月3日、4日（佐久会場）

第二回 令和6年9月19日、20日（松本会場）

第三回 令和6年10月5日、6日（飯田会場）

## 6 登録特定行為事業者・登録喀痰吸引等事業者の登録

### (1) 新規登録時における留意点

- ア サービス毎に登録を行って（申請書を作成して）ください。  
例：短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護は別の登録になります。
- イ 医師又は看護師との連携について事前に確認し、体制整備を行ってください。（介護職員が喀痰吸引等の業務を行うためには、主治医の文書による指示が必要です。）
- ウ 業務規程書のひな形は長野県ホームページに掲載してありますが、各事業所における実施体制を整備し、それに準じた業務規程書を作成してください。
- エ 業務規程書には、手順書や計画書の書式を添付してください。
- オ 登録喀痰吸引等事業者については、「介護福祉士の実地研修」の実施義務が課せられています。実地研修を修了していない介護福祉士に対して実地研修を実施することになりますが、その実施にあたっては、「長野県喀痰吸引等研修実施要綱」に基づき実施することとなります。  
また、登録申請にあたっては介護福祉士の実地研修実施方法について規定している書類の提出が必要です。
- カ 登録喀痰吸引等事業者の登録申請には、既にたんの吸引等の行為が可能なのが介護福祉士登録証に記載された介護福祉士が存在し、当該介護福祉士の資格を証明する書類の提出が可能であることが条件となります。

### (2) 登録特定行為事業者の更新及び変更

- ア 登録する特定行為を追加する場合は、新たに追加して実施しようとする日（更新日）の30日前までに、更新申請書により更新手続きを行ってください。
- イ 下記に掲げる事項に変更がある場合は、変更日の10日前までに変更届出書により届出を行ってください。
  - ① 申請書の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名
  - ② 事業所の名所及び所在地
  - ③ 喀痰吸引等業務開始予定日
- ウ 上記イ以外の事項（認定特定行為業務従事者、業務方法書に定める事項等）の変更があった場合は、変更後10日以内に届出を行ってください。

### (3) 登録特定行為事業の辞退など

- ア 登録特定行為事業を辞退する場合は、辞退届により、登録を辞退する日の1か月前までに届出を行ってください。
- イ 登録している特定行為の一部を辞退する場合は、辞退届と変更届出書を、特定行為が減少する日の1か月前までに届出を行ってください。

## 12.介護支援専門員証に関する手続きについて

---



## 研修終了後忘れずに介護支援専門員証の更新申請を行ってください

研修を受講しただけでは、更新申請を行ったことになりません。  
更新期間満了前に申請書が届かない場合は更新をすることができませんので、ご注意ください。  
その場合、介護支援専門員証は失効し、翌年度以降再研修を受講しなければ、交付は受けられません。

確認欄	更新のみ	更新+住所変更	更新+氏名変更	更新+住所・氏名変更	提出書類	留意点
	○	○	○	○	(様式第8号)介護支援専門員証更新申請書	記載例を確認のうえ、必要事項を記入してください。
	○	○	○	○	長野県収入証紙 2,700円分	収入印紙と間違えないようにご注意ください。
	○	○	○	○	介護支援専門員証の <u>原本</u>	※写しを手元に保管しておいてください。 (新しい介護支援専門員証は、有効期間満了日に発送します。)
	○	○	○	○	写真2枚	縦 3.0cm × 横 2.4cm で顔のサイズが 2cm 程度のものご用意ください。 <b>※ 写真は、小袋に入れるなどしてから封筒に入れてください。</b> 1枚は申請書に貼り付け、もう1枚は写真の裏面に氏名、介護支援専門員登録番号を記入して封筒に同封してください。
	○	○	○	○	介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡ、又は主任介護支援専門員更新研修の修了証の <u>写し</u>	<u>介護支援専門員更新研修(有効期間満了日の1年前から有効期間満了日までの間に修了したもの)</u> 、 <u>介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡ(有効期間内に修了したもの)</u> ※Ⅰのみでは不可。ただし、2回目以降の更新の場合はⅡのみで可。 <u>主任介護支援専門員更新研修(有効期間内に修了したもの)</u> ※ 上記の研修を修了していなければ、更新できません。



## 更新申請受付期間について

### 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

※ただし、令和7年3月に有効期間満了日を迎える方が多いため、令和7年3月に満了する方は、令和6年12月から受付を開始します。可能な限りお早目に申請していただきますよう、御協力をお願いします。



更新申請受付期間終了までに研修が終了しない場合等、更新申請受付期間を過ぎてから申請をする場合には、健康福祉部介護支援課サービス係介護支援専門員更新申請担当まで連絡の上、速やかに更新申請を行ってください。



専門員証の有効期間満了日を過ぎていたり、又は申請書類の提出日から専門員証の有効期間満了日まで日数が少ない場合等には、適切に更新研修を修了していたとしても更新申請を受理することができませんのでご注意ください。



更新手続き中は介護支援専門員証が手元にならない状態になりますので、新しい介護支援専門員証が届くまでの間、手続き中であることがわかるように更新申請書類一式の写しを各自で保管してください。

## ◆ 申請様式等は県のHPに掲載しています



<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/senmonin.html>

## ◆ 介護支援専門員証更新申請の提出先及び問い合わせ先

長野県健康福祉部介護支援課サービス係介護支援専門員更新申請担当

住所 : 〒380-8570  
長野市大字南長野字幅下692-2  
電話 : 026-235-7121  
FAX : 026-235-7394  
E-mail : kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

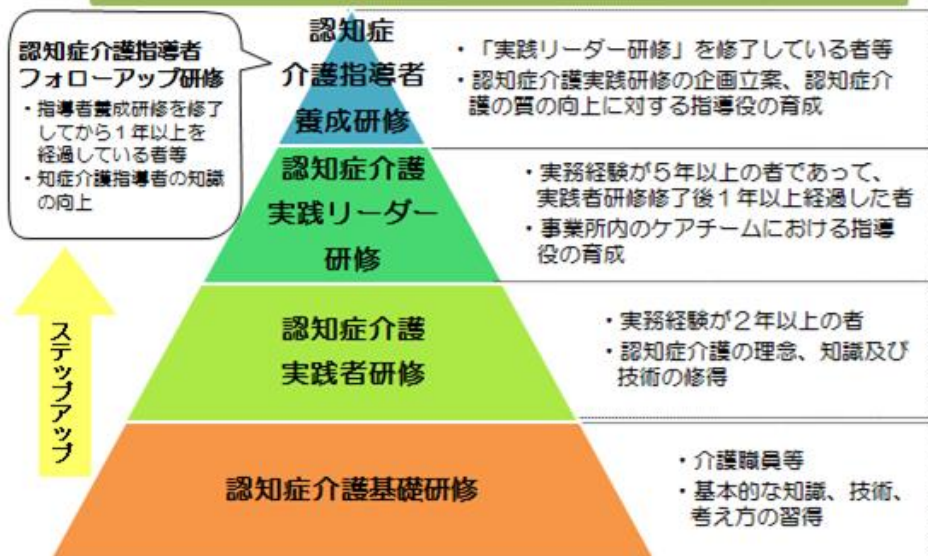
## 13.認知症介護研修について

---

# 認知症介護研修について

## 1 令和6年度研修体系

### 認知症介護研修の体系（1）



### 認知症介護研修の体系（2）

#### 認知症対応型サービス事業開設者研修

- ・〈対象者〉
  - ・認知症対応型サービス事業の開設を予定している法人の代表者等（理事長、取締役、理事等）

- ・〈目的〉
  - ・代表者として必要な知識の習得

#### 認知症対応型サービス事業管理者研修

- ・〈対象者〉
  - ・「認知症介護実践者研修」を修了している者であって、認知症対応型サービス事業の管理者又は管理者として従事することを予定している者

- ・〈目的〉
  - ・管理者として必要な知識、技術の習得

#### 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

- ・〈対象者〉
  - ・「認知症介護実践者研修」を修了している者で小規模多機能型居宅介護事業所等の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者

- ・〈目的〉
  - ・計画作成担当者として必要な知識、技術の習得

### ポイント

- ・令和6年度から「認知症介護実践リーダー研修」の研修対象者に「介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者」が追加。
- ・県独自の研修として認知症介護基礎研修フォローアップ研修を実施。

# 認知症介護研修について

## 1 令和6年度研修体系

研修名	委託及び指定先
認知症介護基礎研修（e-ラーニング）	認知症介護研究・研修仙台センター（指定）
認知症介護指導者養成研修	認知症介護研究・研修大府センター（委託）
認知症介護指導者フォローアップ研修	
認知症介護実践者研修	（一社）長野県認知症介護指導者会（委託） 電 話：0268-71-6755 住 所：〒386-0022 上田市緑が丘1丁目17-14 ホームページ： <a href="https://nagano-careshidousha.net/">https://nagano-careshidousha.net/</a>
認知症介護実践リーダー研修	
認知症対応型サービス事業開設者研修	
認知症対応型サービス事業者管理者研修	
小規模多機能柄サービス等計画作成担当者研修	

## 2 認知症介護基礎研修の無資格者への義務付けについて

### (1) 概要

令和3年度の介護報酬改定により、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者（※）について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが介護サービス事業者に義務づけられた。なお、3年の経過措置期間があるため、令和5年度末までに措置を講じる必要があった。経過措置期間終了後（令和6年度以降）の新入職員の受講は1年の猶予期間が設けられている。

#### ※医療・福祉関係の資格を有さない者

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等の資格を有さない者

### (2) 実施状況

長野県では令和3年9月よりeラーニングによる研修を実施。

### (3) 県ホームページ

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材の養成・研修について」→「認知症介護実践者等養成研修」→「認知症介護基礎研修について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/ninchisyokaigokisokensyu.html>

## 14.介護職員等処遇改善加算について

---

# 介護職員の処遇改善について（報酬改定）

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

## 概要

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。
  - 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 **【告示改正】**

## 単位数

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。



# 処遇改善に係る加算全体のイメージ（令和4年度改定後）

## ①介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）
キャリアパス要件のうち、 ①+②+③を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①+②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす

### <キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

### <職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

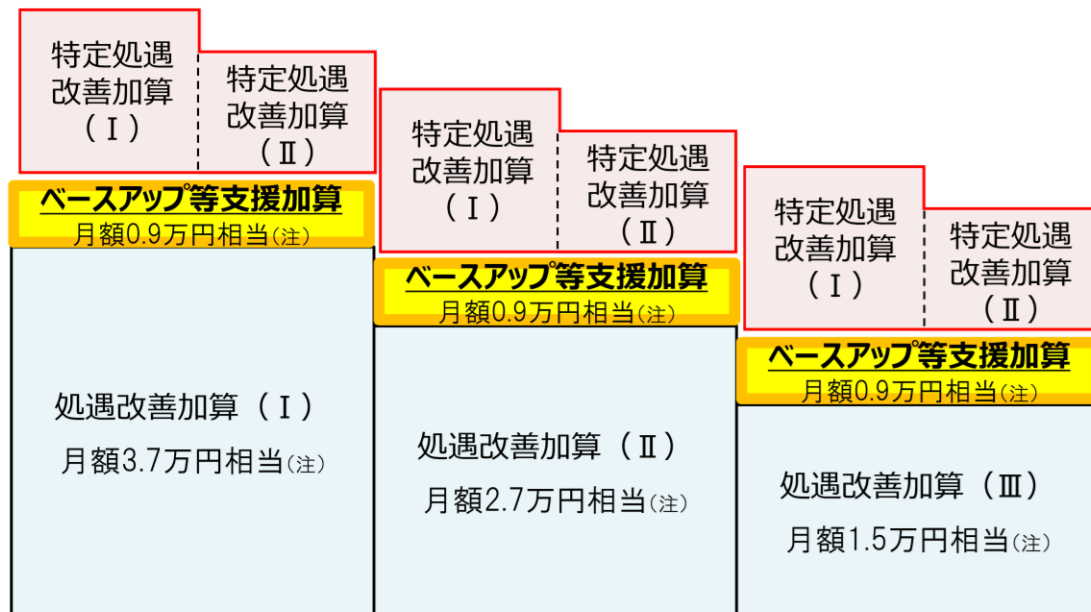
## ②介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。  
※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。  
➢処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること  
➢処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること  
➢処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

## ③介護職員等ベースアップ等支援加算

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。  
➢処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること  
➢賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。  
※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

## 全体のイメージ



〔注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。〕

# 処遇改善加算の一本化及び加算率の引上げ（令和6年6月～）

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

※ 一本化後の加算については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。

※ 令和6年度末までの経過措置期間を設け、加算率並びに月額賃金改善要件及び職場環境等要件に関する激変緩和措置を講じる。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率（※）	新加算の趣旨	対応する現行の加算等（※）
【24.5%】	<b>I 新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】
【22.4%】	<b>Ⅱ 新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>職場環境の更なる改善、見える化【見直し】</li> <li><del>グループごとの配分ルール【撤廃】</del></li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】
【18.2%】	<b>Ⅲ 新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】
【14.5%】	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>新加算（Ⅳ）の1/2（7.2%）以上を月額賃金で配分</b></li> <li>職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。職種間配分の柔軟化については令和6年4月から現行の介護職員処遇改善加算及び介護職員等処遇改善加算に適用。なお、経過措置区分として、令和6年度末まで介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設け、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにする。

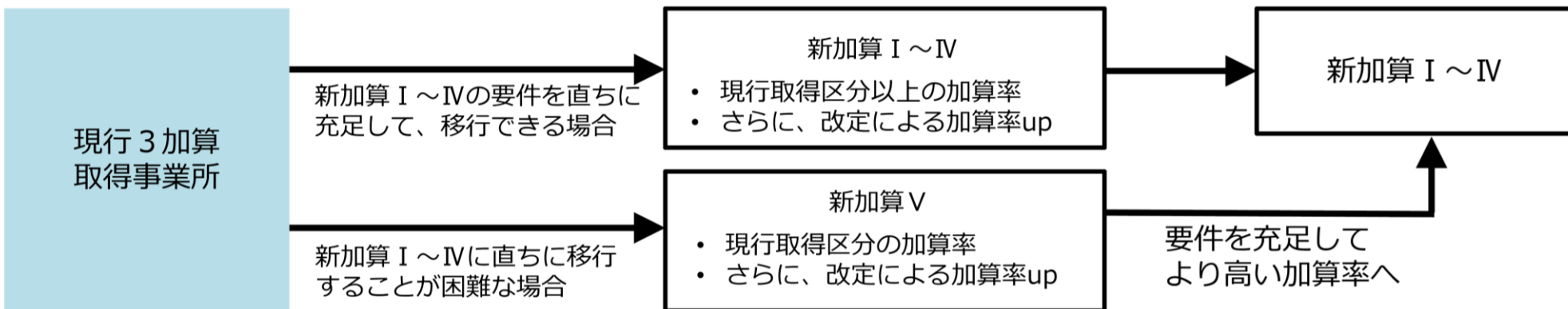
# 現行制度から一本化後の介護職員等処遇改善加算への移行

- 現行の一本化後の新加算Ⅰ～Ⅳに直ちに移行できない事業所のため、激変緩和措置として、新加算Ⅴ(1～14)を令和7年3月までの間に限り設置。
- 新加算Ⅴは、令和6年5月末日時点で、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算（現行3加算）のうちいずれかの加算を受けている事業所が取得可能（新加算Ⅰ～Ⅳのいずれかを取得している場合を除く。）。
- 新加算Ⅴは、**現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持**した上で、**今般の改定による加算率の引上げを受ける**ことができるようにする経過措置。
- 新加算Ⅴの配分方法は、加算Ⅰ～Ⅳと同様、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。

～令和6年5月

令和6年6月～7年3月

令和7年4月～



※加算率は訪問介護の例。

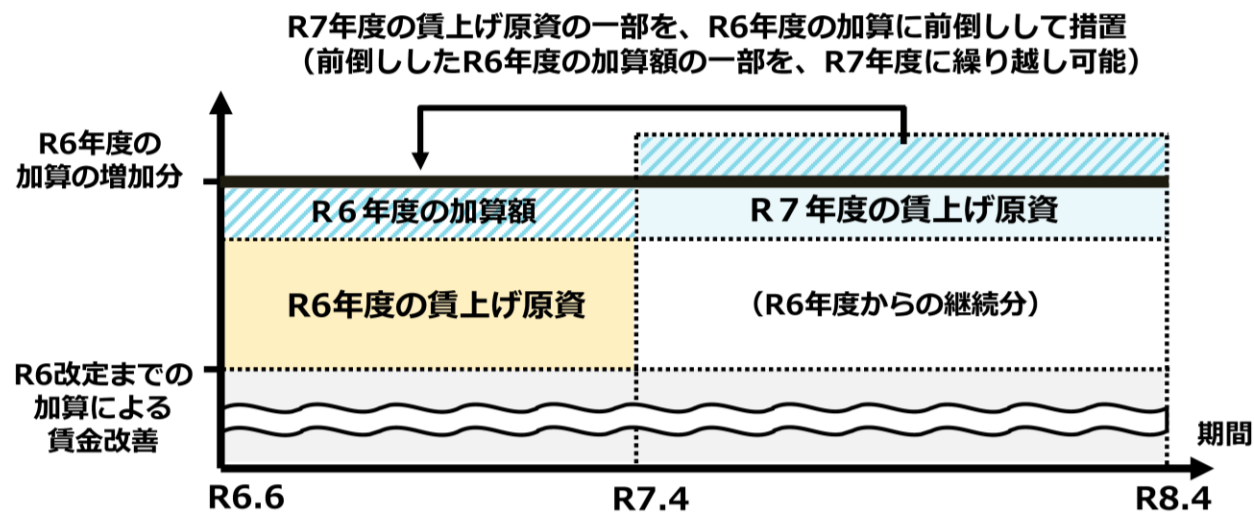
介護職員等処遇改善加算の 加算率及び算定要件 (対応する現行3加算の区分)	V (1)	V (2)	V (3)	V (4)	V (5)	V (6)	V (7)	V (8)	V (9)	V (10)	V (11)	V (12)	V (13)	V (14)
		22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%
介護職員処遇改善加算	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
介護職員等特定処遇改善加算	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	算定なし	Ⅱ	Ⅰ	算定なし	Ⅱ	算定なし	算定なし
介護職員等ベースアップ等支援加算	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし

# 令和6・7年度の処遇改善加算の配分方法

- 介護現場で働く方々の賃上げへとつながるよう、事業所の過去の賃上げ実績をベースとしつつ、今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用を組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いしている。
- こうした中で、今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置しており、令和7年度分を前倒しして、賃上げいただくことも可能である。
  - ※ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、令和8年度予算編成過程で検討する。
  - ※ 前倒しした令和6年度の加算額の一部を、令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることも可。

(具体的な取扱い)

- ・ 新加算の加算額については、令和6・7年度の2か年で全額が賃金改善に充てられていけばよいこととする。
- ・ 令和6年度の加算額のうち、令和7年度に繰り越した部分については、その金額を令和6年度の計画書・実績報告書に記載した上で、令和7年度の計画書・実績報告書で、職員の賃金改善に充てることの計画・報告の提出を求めることとする。



賃上げ促進税制とは…

- 事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる制度。
- 大企業・中堅企業は賃上げ額の最大35%、中小企業は最大45%を法人税などから控除できる。



# 旧3加算の算定状況に応じた新加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（早見表）

（表の見方） 旧3加算の算定状況のうち当てはまる行を見つけ（①）、令和6年度中に算定可能な経過措置区分（新加算Ⅴ）（②）と、新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧（③）を確認する。

※加算率は訪問介護の例。

①

旧3加算の算定状況				新加算Ⅴ		新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧														
取得パターン				合計の加算率	算定可能な経過措置区分 (新加算Ⅴ) ②	加算率	加算区分 (加算率が下がらない区分であり、移行先の候補となるもの) ③	加算率	月額賃金改善要件		キャリアパス要件					職場環境等要件				
処遇改善加算	特定加算	ヘア加算	I						II	III	IV	V	I	II	III	IV	V	区分ごとに1以上・全体で7以上の取組	区分ごとに2以上・全体で13以上の取組	HP掲載等を通じた見える化
1	I	I	有	22.4%	—	—	新加算Ⅰ	24.5%	◎	—	○	○	○	○	○	—	◎	◎		
2			なし	20.0%	新加算Ⅴ(1)	22.1%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	□	○	○	○	○	○	—	◎	◎		
3		II	有	20.3%	—	—	新加算Ⅱ	22.4%	◎	—	○	○	○	○	—	◎	◎			
4			なし	17.9%	新加算Ⅴ(3)	20.0%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	□	○	○	○	○	—	◎	◎			
5		なし	有	16.1%	—	—	新加算Ⅲ	18.2%	◎	—	○	○	○	—	—	◎	—	—		
6			なし	13.7%	新加算Ⅴ(8)	15.8%	新加算Ⅲ	18.2%	◎	□	○	○	○	—	—	◎	—	—		
7	II	I	有	18.7%	新加算Ⅴ(2)	20.8%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	—	○	○	△	○	○	—	◎	◎		
8			なし	16.3%	新加算Ⅴ(5)	18.4%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	□	○	○	△	○	○	—	◎	◎		
9		II	有	16.6%	新加算Ⅴ(4)	18.7%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	—	○	○	△	○	—	◎	◎			
10			なし	14.2%	新加算Ⅴ(6)	16.3%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	□	○	○	△	○	—	◎	◎			
11		なし	有	12.4%	—	—	新加算Ⅳ	14.5%	◎	—	○	○	—	—	—	◎	—	—		
12			なし	10.0%	新加算Ⅴ(11)	12.1%	新加算Ⅳ	14.5%	◎	□	○	○	—	—	—	◎	—	—		
13	III	I	有	14.2%	新加算Ⅴ(7)	16.3%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	—	△	△	△	○	○	—	◎	◎		
14			なし	11.8%	新加算Ⅴ(10)	13.9%	新加算Ⅰ	24.5%	◎	□	△	△	△	○	○	—	◎	◎		
15		II	有	12.1%	新加算Ⅴ(9)	14.2%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	—	△	△	△	○	—	◎	◎			
16			なし	9.7%	新加算Ⅴ(12)	11.8%	新加算Ⅱ	22.4%	◎	□	△	△	△	○	—	◎	◎			
17		なし	有	7.9%	新加算Ⅴ(13)	10.0%	新加算Ⅳ	14.5%	◎	—	△	△	—	—	—	◎	—	—		
18			なし	5.5%	新加算Ⅴ(14)	7.6%	新加算Ⅳ	14.5%	◎	□	△	△	—	—	—	◎	—	—		

青字（◎・□・△）は、事業所にとって、新規に満たすことが必要な要件。そのうち、◎は、令和7年度から適用になる要件。□は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する事業年度に適用になる要件。△は、「令和6年度内の対応の誓約」により令和6年度当初から満たしたことから差し支えない要件。

# 月額賃金の改善要件

- 介護職員の生活の安定・向上や、労働市場での介護職種の魅力の増大につなげる観点から、加算のうち一定程度は基本給等の改善に配分していただくため、**月額賃金改善要件Ⅰ**を設ける。
- また、現行のベースアップ等支援加算の要件を引き継ぐ観点から、**月額賃金改善要件Ⅱ**を設定。
- いずれも、既に対応できている場合には新規の取組は不要。

## ①月額賃金改善要件Ⅰ

注：％は全て訪問介護の加算率

- 新加算Ⅳ（加算率14.5%）の加算額の1/2（加算率7.2%相当）以上を基本給等（※）で配分する。  
※ 基本給等 = 基本給または決まって毎月支払われる手当。
- 例えば、新加算Ⅳの加算額が1,000万円の場合、500万円以上（新加算Ⅳの1/2以上）は基本給等での改善に充てる必要がある。たとえ**新加算Ⅲ以上を取得していても**、新加算Ⅳの1/2分以上（ここでは500万円以上）だけを基本給等の改善に充てていけばよい。
- 令和7年3月まで適用を猶予。

## ②月額賃金改善要件Ⅱ

現行ベア加算を**既取得の事業所**には関係のない要件

- 現行ベア加算を未取得の事業所のみに適用。
- 新加算を取得する場合に、増加した旧ベア加算相当の2/3以上、基本給等を新たに改善する。
- 例えば、新加算Ⅳを取得し、そのうち旧ベア加算相当が300万円であった場合、200万円以上は基本給等で改善する。
- 令和6年6月から適用（4・5月は、現行ベア加算のベースアップ要件として存在。）

現行ベア加算のベースアップ要件と同じ

（月額賃金改善要件Ⅲ）

# 処遇改善に関する加算の職場環境等要件（令和6年度まで）

「職場環境等要件」として、研修の実施などキャリアアップに向けた取組、ICTの活用など生産性向上の取組等の実施を求めている。

- ・ 介護職員処遇改善加算：以下のうちから**1つ以上**取り組んでいる必要
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算：以下の**区分ごとにそれぞれ1つ以上**取り組んでいる必要

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇が取得しやすい環境の整備 ⑫業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	⑬介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑰タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ⑱高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	㉑ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉒地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉓利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉔ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

# 処遇改善に関する加算の職場環境等要件（令和7年度以降）

介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ : 以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組んでいる

介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ : 以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち⑰又は⑱は必須）取り組んでいる

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている ⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 ※生産性向上体制推進加算を取得している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする ※小規模事業者は、㉔の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

新加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める ※⑪⑫、⑰⑱、㉑㉒㉓㉔が令和7年度より追加・変更



# 計画書の提出等について①

## ● 処遇改善加算に関する届出書類等掲載先

### 【長野県ホームページ掲載URL】

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「介護給付費の算定に係る届出様式関係」→「介護職員等処遇改善加算等について」  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html>

## (1) 計画書の提出等について

- 新加算等の算定に当たっては、「介護職員等処遇改善計画書（令和6年度）別紙様式2（別紙様式7）」の提出が必要になります。
- 新規算定の場合（年度途中で加算を取得する場合）
  - 加算取得開始月の前々月の末日までに指定権者へ提出してください。
  - （例）令和6年12月サービス提供分から算定する計画書 → 令和6年10月31日
- 計画書に記載する事業所・施設を指定する指定権者（長野県、市町村・広域連合）に対して提出してください。
- 複数の事業所を開設する法人等が、複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合及び法人等一括で作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へ提出することとなります。

### 【長野県へ計画書を提出する際の届出先】

事業所ごとに提出する場合 → 事業所の所在地を管轄する保健福祉事務所福祉課

法人等一括で提出する場合 → 法人本部の所在地を管轄する保健福祉事務所福祉課

## (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の提出について

- 加算を新規取得する場合や、加算区分を変更する場合は、上記計画書と合わせて介護給付費の算定に係る体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表の提出が必要です。
- 体制届の提出については、「集団指導資料（共通項目）」及び「指定申請・届出の手引き」を参照してください。

## (3) 実績報告について

- 新加算等を算定した介護サービス事業者等は、「実績報告書（別紙様式3-1及び3-2）」を作成し、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに指定権者に提出して下さい。
- 令和6年度の新加算等の実績報告書の提出期限は、令和7年7月31日予定です

# 計画書の提出等について②

## (4) 変更届について

- 新加算等を算定する際に提出した処遇改善計画書の内容に、次の①から⑤までのいずれかに該当する変更があった場合は、「**変更届出書（別紙様式4）**」に必要書類を添付して提出してください。
- 変更に伴い、加算の区分に変更がある場合は、「体制等に関する届出」の提出も必要です。また、⑥に係る変更のみである場合には、実績報告書を提出する際に、⑥に定める事項を記載した変更届出書を併せて提出してください。

	変更事項	提出事項	
①	【法人等に関する事項】 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更	・別紙様式2-1	
②	【対象事業所に関する事項】 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に係る介護サービス事業所等の増減（新規指定、廃止等）があった場合	【旧3加算の算定時】 ・別紙様式2-1 ・別紙様式2-2	【新加算の算定時】 ・別紙様式2-1 ・別紙様式2-3 ・別紙様式2-4
③	【キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する変更】【旧処遇改善加算、新加算】 キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する適合状況の変更（算定する旧処遇改善加算及び新加算の区分に変更が生じる場合に限る。）があった場合	・別紙様式2-1 ・別紙様式2-2 ・別紙様式2-3 ・別紙様式2-4	
③	【キャリアパス要件Ⅴに関する変更】【旧特定加算、新加算Ⅰ】 ・介護福祉士等の配置要件に関する適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更 ・喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合	・別紙様式2-1 ・別紙様式2-2 ・別紙様式2-3 ・別紙様式2-4	
④	【区分変更及び新規算定に関する事項】【共通】 ・算定する新加算等の区分の変更を行う ・新加算等を新規に算定する	【旧3加算の算定時】 ・別紙様式2-1 ・別紙様式2-2	【新加算の算定時】 ・別紙様式2-1 ・別紙様式2-3 ・別紙様式2-4
⑤	【就業規則に関する事項】【共通】 就業規則を改訂（介護職員の処遇に関する内容に限る。）	不要 （改訂内容を変更届出書に記載すること）	

## (5) 特別事情届出書について

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の①から④までの事項を記載した「**特別な事情に係る届出書（別紙様式5）**」の提出が必要です。なお、年度を超えて介護職員の賃金を引き下げることとなった場合は、次年度の新加算を算定するために必要な届出を行う際に、「特別事情届出書」を再度提出する必要があります。

- ① 新加算等を算定している介護サービス事業所等の法人の収支（介護事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- ② 介護職員等の賃金水準の引き下げの内容
- ③ 当該法人の経営及び介護職員等の賃金水準の改善の見込み
- ④ 介護職員等の賃金水準を引き下げることについて適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等

# 介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業について

長野県では、令和6年6月から一本化された介護職員等処遇改善加算の取得が円滑に行われるよう、専門のアドバイザーを派遣して事務手続きや介護職員の確保、離職防止及び定着促進のための労働環境の改善につながる相談支援等を支援しています。

**事業所の費用負担はありません**のでお気軽にご相談ください。

【長野県処遇改善取得促進セミナー（介護／障がい）】  
 セミナーの内容をYouTubeにて公開しています。  
 処遇改善加算の制度の概要から取得要件まで丁寧に解説されていますのでぜひご覧ください。  
 講師 吉野社会保険労務士事務所  
 社会保険労務士 吉野美奈子氏

## 長野県 処遇改善加算セミナー

吉野社会保険労務士事務所  
 社会保険労務士 吉野美奈子



※本動画は予告なく掲載終了となる場合があります

長野県 Nagano Prefecture 令和6年度長野県委託事業 「介護職員処遇改善加算等取得促進支援業務」  
 (受託実施: 公益財団法人 介護労働安定センター長野支部)

### 処遇改善加算について セミナーを開催します

令和6年6月からの「**介護職員等処遇改善加算**」について、  
 分かりやすく解説します。**参加費は無料**です。ぜひこの機会に学びませんか？お申込みお待ちしております！

開催時間 : 13:30~15:30 ※1事業所2名様までお申込みいただけます  
 申込期間 : 各会場 開催日の1週間前まで  
 ※詳細は後日お知らせいたします

佐久会場	7月30日(火)	佐久市佐久平交流センター 3階視聴覚室 (佐久市佐久平駅前4-1)
長野会場	9月18日(水)	長野市生涯学習センター 3階第3会議室 (長野市大字鶴賀問所町1271-3)
伊那会場	10月18日(金)	伊那市防災コミュニティセンター (多目的ホール) (伊那市西町5824番地1)
松本会場	11月21日(木)	サンプロアルウィン 第3~第5会議室 (松本市神林5300)

支援対象となる事業所 ●長野県内に所在する介護保険サービス事業所の指定を受けている事業所及び当該事業所を運営する事業者(法人)事務所

●相談をご希望の方は裏面の「**処遇改善加算セミナー申込書**」に必要事項を記入の上、Faxにてお申込みください。ホームページからもお申込みいただけます。

【お問い合わせ先】  
 公益財団法人 介護労働安定センター 長野支部

〒380-0836 長野市南県町1082 ND南県町ビル5F Tel: 026-232-0898 Fax: 026-232-0906  
 E-mail: nagano@kaigo-center.or.jp HP: https://www.kaigo-center.or.jp

長野県 Nagano Prefecture 令和6年度長野県委託事業 「介護職員処遇改善加算等取得促進支援業務」  
 (受託実施: 公益財団法人 介護労働安定センター長野支部)

### 処遇改善加算に係わること 支援いたします

すでに**9割超**の事業所が処遇改善加算を取得しています。  
 令和6年6月から「**介護職員等処遇改善加算**」に一本化され、わかりやすく・取得しやすくなりました。**キャリアパス要件・月額賃金改善要件・職場環境等要件**など、加算取得に必要な要件について支援いたします。

制度的理解  
 規定や昇給の仕組みについて  
 研修計画やキャリアパスの作成  
 生産性向上のための業務改善  
 計画書や報告書について

これから取得・ランクアップ・新制度への移行に関して、  
 専門家(社会保険労務士など)が親切に支援いたします。  
 なお、**事業所の費用負担はありません**。

支援対象となる事業所 ●長野県内に所在する介護保険サービス事業所の指定を受けている事業所及び当該事業所を運営する事業者(法人)事務所

●相談をご希望の方は裏面の「**無料相談申込書**」に必要事項を記入の上、Faxにてお申込みください。または、ホームページからもお申込みいただけます。

【お問い合わせ先】  
 公益財団法人 介護労働安定センター 長野支部

〒380-0836 長野市南県町1082 ND南県町ビル5F Tel: 026-232-0898 Fax: 026-232-0906  
 E-mail: nagano@kaigo-center.or.jp HP: https://www.kaigo-center.or.jp

【問い合わせ先】  
 公益財団法人介護労働安定センター長野支部  
 長野県長野市南県町1082 ND南県町ビル5階  
 TEL : 026-232-0898、FAX : 026-232-0906 Email : nagano@kaigo-center.or.jp

# 介護職員等処遇改善加算における参考資料

厚生労働省 介護職員の処遇改善 特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

## 【（参考）厚生労働省資料】

- 介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月15日老発0315第2号）
- 介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第3版）（令和6年6月20日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

## 【問合せ】

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0222

受付時間：9:00～18:00（土日含む）

令和6年度版 処遇改善加算の一本化・制度の概要説明

厚生労働省YouTubeチャンネル

[https://www.youtube.com/watch?v=0lwFfEP\\_Ogk](https://www.youtube.com/watch?v=0lwFfEP_Ogk)

介護職員等処遇改善加算等令和6年度の計画書の記入方法について

（一般事業者向け・別紙様式2）

厚生労働省YouTubeチャンネル

<https://www.youtube.com/watch?v=msjlCoySrNI>

